

平成 28 年度 第 3 回子ども・子育て会議学童保育検討部会 会議録

- 1 会議名 子ども・子育て会議学童保育検討部会
- 2 所管課 教育委員会事務局教育総務部子育て支援課
- 3 開催日時 平成 28 年 10 月 4 日（火）午後 1 時 30 分
- 4 開催場所 市役所本館 301 会議室
- 5 出席者（敬称略）

子ども・子育て会議学童保育検討部会委員（会長）柏原栄子（委員）樺山季子、川上三千代、
榎谷佳純、川口弘美
教育委員会事務局 木下伸記（子育て支援課長）、湯原正治（子育て支援課長代理兼子育て支援係長）

6 会議内容（要旨）

●**会長** 第 1 回では、延長保育の実施と土曜日保育の毎週実施について、第 2 回では、サービス拡充に向けての一つの手法として民間委託とした場合の経費等効果について事務局から説明を受けた。委員からは積極的なご意見をいただいた。まず、保護者への説明を行ってから議論すべきではないか、今までの保育内容が非常に良いものであったためこのまま直営で運営はできないのか、また、今後の流れとして委託を実施した場合どのような年次計画になっているのかを教えてほしい、という意見もあった。

第 3 回では、これまでの流れをご理解いただいたうえでさらに議論を進めていきたいので、よろしく願います。本日の資料について事務局から説明をお願いします。

●**事務局** 学童保育室指導員数の推移（資料 1）より、委託については、一度に委託するのではなく順に委託を拡大していく。ただし、資料 1 のように退職に伴う指導員数の推移だけで委託が何校か決まるわけではないため、現時点での明確な委託の推移（初年度の委託校数）については回答が難しい。

●**委員** 指導員の退職に伴い、年数をかけて順次委託するのではなく新しく若い指導員を任用することにより費用の減少も得られるのではないかと。どうして民間委託を実施すると費用対効果が得られるのか。また、直営の方が長年勤めてきている指導員もいるため保育の質・均一性が保たれるのではないかと。

●**事務局** 指導員は非常勤職員のため、正職員とは異なる賃金体系であり、新しく若い指導員を任用するという方法では、大きな費用の減少にはつながらないと考える。

また、サービス向上を目的として委託の議論を進めているところであるため、サービスの質を低下することなく、事業者選定を行っていく。また、委託したら終わりではなく研修体制の充実などフォローはきちんとしていく。委託であっても、実施主体としては市であることには変わりはない。

●**委員** 事業として委託を受ける場合、事業の質や細かい方針というのは、市から助言・指導をいただきながら受けながら進めていくものである。指定管理者制度のように丸投げではなく事業委託の場合は、行政がきちんと責任を持つものであるため、委託自身が問題ではなく行政がどれぐらい責任を持つのかどういう内容を保障するのかを議論すべきではないかと。

●**委員** 何でも民間委託というのはおかしいように感じる。また、委託を進めていくための会議

ではなく委託そのものを検討していく部会と聞いている。

●事務局 この部会は、委託ありきの会議ではないが、サービス向上を進めていくための手法として委託の議論を進めていきたいと考えている。完全委託には年数がかかり財政的な効果もすぐに出るわけではないが、年数が進むにつれて効果が出てくると考えている。

●会長 今までの摂津市の学童の充実を議論してく中で、最終的に行政の方向性や経費の限界から委託していく方が望ましい、致し方ないとするならば、その方向性について質の担保などをこの会議で提言できればと考えている。

●委員 子どもは繊細だし、現在の指導員も素晴らしいので、やはり委託がいいとは思えない。

●委員 今のままのサービスなら委託すべきではないが、委託をしてサービス拡充をしていくなれば、合同で研修や連絡会等を行うなどの工夫を。公立小学校では、学童保育室を選ぶことができない。同じ市内でサービスが違うというのはあっては困るので、市がきちんと責任を持って保育内容は統一してほしい。

●委員 現在延長保育の実施と毎週の土曜日保育について話されているが、学年延長の課題もある。質の保障はきちんとされるのか。質の保障がない限りでは委託は納得できない。

●委員 保育の均一性・平等性の保障は大切な要素である。市としてどのように考えているのか。

●事務局 他市では、月1回連絡会を開催しているので、そのような仕組みを考えていきたい。

研修については、委託業者に強制参加は課せれないが、自由参加の形ですることは可能。保育内容や質の担保については、事業者選定の条件として明示していく。

●委員 事業者選定時に仮に事業者が見つからなかったとしても保育内容・質は担保してほしい。仕様書作成については、議論できる場はあるのか。

●事務局 事業者選定委員会を設置する際に可能である。

●委員 選定委員会委員には現役の学童利用の保護者を入れるべきではないか。

●会長 ①保護者への説明責任②子どもたちは学童保育室を選べないことを認識した上での保育の質の担保・均一性③研修体制の充実・質の向上④サービス拡充の目的に沿った事業者選定、について、子ども・子育て会議で報告する必要があるので、部会として報告書をまとめていく。

●会長 先ほどの意見を取りまとめたので報告書案を読み上げる。

子育て支援の観点から、学童保育の保育時間延長や土曜日保育の毎週実施等のサービス拡充が求められており、その財源確保として民間委託は致し方ないものと言える。しかし、委託にあたっては、以下のことに留意されたい。

1 委託を実施する学童保育室の保護者に対して、誠意ある説明をし、理解が得られるよう努めること

2 既存の保育サービスの質を担保すること

3 保育サービスの平等性・均一性を保つために、市と事業者とで連絡会等を設置すること

4 事業者を選定する際は、保護者の代表の意見が反映できるように配慮すること

5 民間委託実施において、市は、保護者及び事業者と意見交換を行う場を設けること

6 対象年齢の拡充については、施設面での制約等もあるが、さらに研究を行うこと

以上である。この報告書案について意見をお願いする。

●委員 反対意見もあったことは記してほしい。また、無理には委託を進めないということも記してほしい。

●事務局 無理には委託を進めないという部分については、「2 既存の保育サービスの質を担保すること」に含有されているのではないかと。

●委員 他市では、委託の応募がなかったケースがある。その場合、サービスの質を下げざるを得ないことも考えられる。そのようなことがないということを明確に記してほしい。

●事務局 事業者からの応募がなかった場合においても、既存の保育サービスの質は低下させないようにすること、とすることはどうか。これを新たな項目として追加するのはどうか。

●会長 他に意見等はあるか。あげられた意見については、私と事務局で最終対応させてもらう。なければ、この内容で子ども・子育て会議に報告させていただく。

●事務局 部会でまとめられた内容については、子ども・子育て会議にて部会長の方から報告していただくので、よろしく願います。